

茨木市住民票の写し等本人通知制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3 本人通知制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としな

い。

(事前登録の手続)

第4 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ

茨木市本人通知制度登録申込書（様式第1号）により市長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、本人であることを証明するため、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書（写真が貼付されたものに限る。）その他の本人であることを証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人によりしようとするときは、前項に定める本人であることを証明する書類のほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

（事前登録等）

第5 市長は、第4の申込みがあったときは、申込内容を審査し、相当と認めるときは茨木市本人通知制度登録者名簿（様式第2号。次項において「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事前登録の変更等）

第6 登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、茨木市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第4第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

（本人通知）

第7 市長は、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、茨木市住民票の写し等本人通知書（様式第4号）により当該登録者に通知するものとする。

（事前登録の廃止）

第8 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6の規定による廃止の届出があったとき。
 - (2) 第7の規定による通知書が返戻されたとき。
 - (3) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
 - (5) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。
- （その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の茨木市住民票の写し等本人通知制度実施要綱の規定により登録されている者は、改正後の茨木市住民票の写し等本人通知制度実施要綱の規定により登録されたものとみなす。

茨木市本人通知制度登録申込書

年 月 日

(提出先) 茨木市長

申込者 住所

氏名

茨木市住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

太枠内を記入してください。

申 込 年 月 日	年 月 日		
登 録 者 氏 名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日
住 所			
本 籍			
連 絡 先			

代理人による申込みの場合は、記入してください。

代 理 人 氏 名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日
住 所			
登 録 者 と の 関 係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他代理人		
連 絡 先			

事務処理欄

受 付	本人(代理人) 確認書類	備 考	名 簿 記 載 事 務
<input type="checkbox"/> 市民課 <input type="checkbox"/> 北辰出張所	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真付) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ()		(処理日:) (担当者:) 登録者番号 ()

様式第2号（第5関係）

茨木市本人通知制度登録者名簿

登録者 番号	登録日	廃止日	氏名	生年月日	郵便番号	住所	本籍	連絡先	備考
1	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
2	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
3	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
4	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
5	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
6	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
7	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
8	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
9	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
10	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
11	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
12	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
13	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
14	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
15	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
16	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
17	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
18	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
19	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
20	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
21	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
22	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
23	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
24	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
25	年 月 日	年 月 日		年 月 日					

様式第3号（第6関係）

茨木市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

（届出先）茨木市長

届出人 住所

氏名

茨木市住民票の写し等本人通知制度実施要綱第6の規定に基づき、次のとおり（①登録事項の変更 ②登録の廃止）を届け出ます。

登録年月日	年 月 日
-------	-------

変更を受ける登録内容は、次のとおりです。

変更前	
変更後	

次のとおり、登録の廃止を届け出ます。

登録者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
住所			
連絡先			

代理人による届出の場合は、記入してください。

代理人氏名		生年月日	年 月 日
住所			
登録者との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他代理人		
連絡先			

事務処理欄

受付	本人（代理人）確認書類	備考	名簿記載事務
<input type="checkbox"/> 市民課 <input type="checkbox"/> 北辰出張所	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ()		処理日： 担当者： 登録者番号 ()

様式第4号（第7関係）

茨木市住民票等の写し等本人通知書

年 月 日

様

茨木市長

あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、茨木市住民票の写し等本人通知制度実施要綱第7の規定により通知します。

交付年月日	年 月 日
交付証明書の種別及び枚数	① 枚 ② 枚 ③ 枚 ④ 枚 合 計 枚
交付請求者の種別	本人の代理人請求 第三者請求（個人・法人・八士業）
備 考	